

北本市障害福祉サービス事業所

北本市立あすなろ学園

指定管理者募集要項

北本市障がい福祉課

令和8年8月



## 1 指定管理者の募集について

「北本市立あすなろ学園」の指定の期間が令和9年3月31日に終了することに伴い、指定管理候補者の選定にあたり事業者を募集します。つきましては、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。当募集要項に記載している条件等を熟知のうえ御応募ください。

## 2 施設の概要

(1) 施設の名称 北本市立あすなろ学園

(2) 施設の設置目的

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保することを目的とします。

(3) 施設の沿革

昭和59年4月 知的障害者通所授産施設として定員30人で開園。

平成5年3月 施設を増改築。

平成5年4月 50人定員に増員。

平成18年4月 障害者自立支援法附則第58条第1項みなし規定に基づき、知的障害者援護施設として運営。

平成22年4月 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団を指定管理者として、選定し運営。

平成24年4月 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所（生活介護・就労継続支援B型）に移行。

平成25年4月 障害者自立支援法の一部改正により、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、この法律に基づく「生活介護」「就労継続支援B型」の障害福祉サービス事業所として、指定管理制度による管理運営を継続。

平成31年4月 相談支援事業所あすなろ開所

(4) 施設の所在地 北本市中丸10丁目54番地2

(5) 施設の規模等

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 施設の名称    | 北本市立あすなろ学園                       |
| 所在地      | 北本市中丸10丁目54番地2                   |
| 竣工年月     | 昭和59年3月（平成5年3月増改築）               |
| 開設年月     | 昭和59年4月                          |
| 敷地面積     | 1,851.73㎡                        |
| 建物の構造    | 鉄骨造2階建て                          |
| 建物の延べ床面積 | 929.33㎡                          |
| 主な施設     | 事務室、作業室、相談室、多目的室、食堂兼多目的室<br>厨房ほか |

(6) 施設の主な設備

別添「あすなろ学園図面」のとおり

(7) 施設の利用状況

令和9年3月31日現在 利用者数44人（定員50人）

### 3 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

### 4 指定管理者が行う業務

- (1) 事業所の管理運営に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 事業の実施に関すること。
- (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) その他事業所の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- (6) 提案事業及び自主事業

指定管理者は、指定管理料又は事業収入を充てて実施する提案事業以外に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進又は利用者のサービス向上を目的として、自己の費用と責任で自主事業を提案し、市の承認を得たうえで、実施することができます。なお、自主事業による収入は指定管理者の収入とします。

#### 【提案事業と自主事業の区分】

| 業務の種類                                                                 | 業務内容                |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ○提案事業<br>指定管理料又は事業収入を充てて実施する業務                                        | 指定管理者の企画提案により実施する事業 |
| ○自主事業<br>指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進又は利用者のサービス向上を目的として、自己の費用と責任で行う事業 | 施設の設置目的内の事業         |

※管理業務内容の詳細については、協議のうえ、協定で定めます。

### 5 管理に関する経費

- (1) 施設の利用に係る料金

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入となります。条例に定める範囲内で利用料金の設定をしてください。ただし、利用料金を設定する際は、市長の承認が必要です。

別添「北本市立あすなろ学園利用料金表」のとおり

## (2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、施設の管理運営に要する経費から利用料金収入見込みを差し引いた額を、市の会計年度ごとに予算の範囲内において支払います。具体的な金額は協議のうえ、協定で定めます。

別添「北本市立あすなろ学園 維持管理経費」のとおり

## (3) 指定管理料の精算

指定管理業務に係る経費の削減など、指定管理者が業務を適正に実施する中で生じる余剰金は、原則として精算による返還対象としません。

また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

ただし、業務の不履行や事業計画の変更等により生じた余剰金は、精算による返還対象とします。

## 6 市と指定管理者のリスク分担について

市と指定管理者のリスク分担は、別表のとおりとします。ただし、別表に定める事項に疑義がある場合、または別表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定します。

## 7 申請者の資格について

- (1) 公共施設を維持管理、運営する能力を有する法人、その他の団体であって、埼玉県内に事業拠点を置くもの、または北本市内に置こうとするもの

- (2) 団体またはその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、北本市における一般競争入札、その他北本市における入札の参加を制限されているもの

イ 会社更生法、民事再生法等に基づき、更生または再生手続きをしている法人等

ウ 国税、地方税を滞納しているもの

エ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

オ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

カ その代表者（法人にあつては、その役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加している者、その他の団体にあつては、その代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等であること。

- (3) 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員となることができないこと。  
また、複数のグループにおいて同時に構成員となることができないこと。

## 8 申請の方法

(1) 提出書類

提出する書類については、以下のとおりとします。

○原則、A 4 縦で両面印刷。白黒、カラーの印刷は問わない。

○左 2 穴を開け、ファイルでとじること。

○ファイルの表紙等には何も記さないこと。

○提出書類種別毎にインデックスを付すこと。

○提出種類種別毎にページ番号を記載すること。

○書類のホチキス留めは行わないこと。

ア 申請者が法人の場合

(ア) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(イ) 事業計画書（別紙 1－1、1－2、1－3、1－4）

※事業計画書全体で 50 枚 100 ページ以内としてください。

(ウ) 法人の登記事項証明書

(エ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(オ) 直近の 3 事業年度における事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する種類

(カ) 主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税の完納証明書、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3 の 3）

(キ) 指定管理者申請者に関する資格要件確認用書類（別紙 2）

※生年月日は和暦で記載してください。

(ク) 経費等比較表（別紙 3）

(ケ) その他必要な書類（共同事業体を組む場合は、共同事業体を組んだことを示し、代表構成企業に指定管理に関する事項（市への指定管理者の指定申請に関する申請、市との管理運営業務についての文書の締結及び市から支払われる指定管理料の受領を含む。）を委任したことを示す協定書）

(コ) 共同事業体として申し込む場合においては、申請及び契約に関する各構成企業の権限が委任されている共同事業体の代表構成企業名で申請してください。

イ 申請者が法人以外の団体の場合

(ア) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

(イ) 事業計画書（別紙 1－1、1－2、1－3、1－4）

※事業計画書全体で 50 枚 100 ページ以内としてください。

(ウ) 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類

(エ) 直近の 3 事業年度における事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類

(オ) 完納証明書（代表者の住所地のもの）、代表者の申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3 の 2）

(カ) 指定管理者申請者に関する資格要件確認用書類（別紙 2）

※生年月日は和暦で記載してください。

(キ) 経費等比較表（別紙３）

(ク) その他必要な書類（共同事業体を組む場合は、共同事業体を組んだことを示し、代表構成企業に指定管理に関する事項（市への指定管理者の指定申請に関する申請、市との管理運営業務についての文書の締結及び市から支払われる指定管理料の受領を含む）を委任したことを示す協定書）

(ケ) 共同事業体として申し込む場合においては、申請及び契約に関する各構成企業の権限が委任されている共同事業体の代表構成企業名で申請してください。

## (2) 提出部数

正本１部、副本１部、及び選定用資料１３部（指定管理者指定申請書、事業計画書、登記事項証明書又はこれらに類する書類、直近の１事業年度における収支計算書、貸借対照表又はこれらに類する書類及び経費等比較表）提出してください。

なお、正本には必ず原本を添付していただきますが、副本及び選定用資料については複写でも構いません。

また、提出書類のうち下記については、電子データ（ＣＤ－Ｒ等）でも提出してください。

※ 電子データでも提出が必要なもの

別紙１－１ 事業計画書（１）【Microsoft Word】

１－２ 事業計画書（２）【Microsoft Word】

１－３ 事業計画書（３）【Microsoft Word】

１－４ 事業計画書概要版【Microsoft Word】

別紙３ 経費等比較表【Microsoft Excel】

## (3) 提出方法

令和８年８月２４日（月）から令和８年９月７日（月）（土曜日、日曜日及び休日を除く）までの午前８時４５分から午後４時３０分の間に直接、下記の提出先まで提出してください。

## (4) 提出先

北本市福祉部障がい福祉課給付担当

住所：〒364-8633 北本市本町１丁目１１１番地

電話０４８－５９４－５５０４（直通）

## (5) 質疑

ア 受付期間

令和８年８月３日（月）から令和８年８月１０日（月）までの間とします。

イ 受付方法

電子メールで提出してください。

電子メール：a03370@city.kitamoto.lg.jp

## ウ 回答方法

令和8年8月14日（金）に北本市ホームページに掲載します。なお、質問者名は掲載しません。（<http://www.city.kitamoto.lg.jp>）

## エ その他

メールの件名に「あすなろ学園指定管理質問事項」と入力してください。

メールの本文に直接質問事項を入力してください。その際、なるべく箇条書きで入力してください。

質問事項に質問者の名称など、質問者がわかる文言を入力しないでください。

## (6) 現地見学会

施設の見学を希望する場合は、障がい福祉課へメールにてご連絡ください。

電子メール：a03370@city.kitamoto.lg.jp

※メールの件名に「あすなろ学園見学希望」と入力してください。

## (7) その他

ア 原則として、申請書が受理された後の修正はできません。また、受理された後の申請者側からの申し出による追加資料提出は認めません。

イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属することとしますが、市は、指定管理者の決定等必要な場合は、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。また、北本市情報公開条例（平成3年条例第41号）に基づき公開の請求があった場合や議会からの資料請求があった場合には、個人情報に当たる部分を除き、全て公開することとします。

ウ 提出された書類は理由の如何に関わらず返却しないこととします。

エ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

オ 募集要項及び仕様書に記載されている事項については、指定管理者指定申請書の提出をもって承諾したこととします。

カ 申請書が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

## 9 選定方法

### (1) 指定管理候補者の選定

北本市指定管理候補者選定委員会にて、提出された申請書類により、第1次審査（書類審査）、第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、指定管理候補者を決定します。

ただし、応募が少ない場合には、第1次審査と第2次審査は区分せずに実施することがあります。

なお、申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とし、申請者が1者の場合でも指定管理候補者選定委員会に諮ります。

### (2) 選定基準

ア 施設の設置目的が達成されるものであるか

イ 市民の平等な利用が確保されるものであるか



- ウ 施設の効用を最大限に発揮するものであるか
- エ 収支計画は適切なものであるか
- オ 指定管理業務を安定して行う財務基盤及び管理体制を有しているか
- カ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているか
- キ 安全管理、緊急時の対応は適切なものであるか
- ク 指定管理業務従事者の継続雇用及び雇用条件に配慮しているか
- ケ 市内経済の活性化につながるようなものであるか
- コ 地域との連携が図れるものであるか
- サ 環境への配慮がなされているものであるか

### (3) 選定結果

すべての指定管理者申請団体に令和8年11月下旬までに結果を通知します。

### (4) 選定後の流れについて

北本市議会の議決を経て指定管理者として指定されることとし（令和8年第4回北本市議会定例会に提案予定）、令和9年1月中旬までに結果を通知する予定です。

なお、議会の議決が得られなかった場合、又は議決を得るまでの間に、指定管理候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事態が生じた時は、当該候補者を指定管理者に指定しません。

また、いずれの場合においても、指定管理候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

## 10 スケジュール等

| 年 月 日            | 内 容                 |
|------------------|---------------------|
| 8月3日（月）～9月7日（月）  | 募集要項等の配布期間          |
| 8月3日（月）～8月10日（月） | 質問事項の受付期間           |
| 8月14日（金）         | 質問事項の回答日            |
| 8月24日（月）～9月7日（月） | 申請書の受付期間            |
| 10月頃             | 審査・選定               |
| 11月頃             | 審査結果の通知（指定管理候補者の選定） |
| 12月下旬            | 指定管理者の議決            |
| 令和9年1月中旬         | 指定管理者の指定通知          |
| 令和9年3月下旬         | 協定の締結               |

## 11 その他

- (1) 指定期間に実施した指定管理業務に関する評価を実施するために市が開催する北本市指定管理者業務評価委員会については、当該指定期間外であっても、無償

にて出席に応じることとします。

- (2) 共同事業体を組んで指定管理者となった場合、万が一当該構成企業が撤退及び破産等申請者資格が無くなったときは、協議の上、期日を定めて、指定の取り消しを行います。なお、市に損害等が生じた場合については、連帯して責任を負うものとします。
- (3) 応募時に提案された内容は原則としてそのまま実施することとしますが、選定委員会等で意見が付された事項や市の施策、財政状況等による変更については協定締結の際に改めて協議する場合があります。

## 1 2 問合せ先

北本市福祉部障がい福祉課給付担当

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

電話 048-594-5504（直通）

FAX 048-593-2862

Eメール [a03370@city.kitamoto.lg.jp](mailto:a03370@city.kitamoto.lg.jp)